

令和8年9月24日
名取市・名取市農業委員会

名取市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員募集要領

名取市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）について、令和9年6月9日に任期満了を迎えることから、新たな委員の候補者を次のとおり募集します。

なお、農業委員と推進委員の両方に推薦または応募できますが、委員の兼職はできません。

1 募集人数

- (1) 農業委員 15名（市内全域担当）
- (2) 推進委員 15名（担当地区毎に募集します）

地区名	担当する区域	定数
増田・館腰地区	増田、杜せきのした、手倉田、箱塚、小山、田高、上余田、下余田、大手町、名取が丘、飯野坂、植松、本郷及び堀内	5名
閑上・下増田地区	閑上、小塚原、牛野、大曲、高柳、下増田、美田園及び杉ヶ袋	5名
愛島・高館地区	愛島北目、愛島笠島、愛島小豆島、愛島塩手、愛の杜、愛島郷、高館吉田、高館川上及び高館熊野堂	5名

2 任 期

- (1) 農業委員 令和9年6月10日から令和12年6月9日まで
- (2) 推進委員 令和9年6月の委嘱日から令和12年6月9日まで

3 身 分 名取市の特別職の非常勤職員

4 報 酬

「名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第1号）」の規定に基づき支給します。

なお、在職期間が1ヶ月に満たない月は、在職日数に応じた支給となります。

- (1) 農業委員 月額31,100円
- (2) 推進委員 月額26,000円

5 主な職務内容

(1) 農業委員

- ① 毎月開催される農業委員会総会への出席、議案審査・決定等
- ② 農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ③ 農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係の調整等
- ④ 農家からの相談対応及び助言・指導
- ⑤ その他各種会議、研修会への出席

(2) 推進委員

- ① 毎月開催される農業委員会総会への出席、意見陳述等
- ② 農地の権利移動や転用等に係る現地調査
- ③ 主に担当地区における農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、地域計画の集約化等）に係る現地調査及び利用関係の調整等
- ④ 主に担当地区における農家からの相談対応及び助言・指導
- ⑤ その他各種会議、研修会への出席

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

(1) 農業委員

- ① 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - ・市内に住所を有する者
 - ・市内に勤務している者
 - ・市内に農地を有する者
 - ・市内で営農活動を行う者
- ③ 次のいずれにも該当しない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・市の一般職の職員である者
 - ・「名取市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）」に規定された暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者

(2) 推進委員

- ① 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - ・市内に住所を有する者
 - ・市内に農地を有する者
 - ・市内で営農活動を行う者
- ③ 次のいずれにも該当しない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・市の一般職の職員である者
 - ・「名取市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）」に規定された暴力団員及びこ

れらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要事項を記入し、農業委員会事務局へ持参または郵送により提出してください。

(1) 募集期間

令和8年10月8日（木）から令和8年11月6日（金）まで【期限内必着】
農業委員会事務局へ持参される場合は、市役所開庁日の午前9時から午後4時
30分までに提出してください。※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(2) 提出先

名取市農業委員会事務局（名取市役所5階）
（所在地）〒981-1292 名取市増田字柳田80
（電話）022-724-7154

(3) 推薦又は応募様式

推薦書・応募申込書等必要書類は、農業委員会事務局の窓口に備え付けているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

農業委員と推進委員の様式は同じ番号ですが、推薦・応募申込書の様式は、委員毎に別様式になっておりますので、ご注意ください。

① 個人からの推薦の場合

推薦書（様式第1号）、被推薦承諾書（様式第2号）

② 法人又は団体からの推薦の場合

推薦書（様式第3号）、被推薦承諾書（様式第2号）

③ 応募（一般募集）の場合

応募申込書（様式第4号）

8 選任方法及び結果の通知

(1) 農業委員

提出された書類をもとに、名取市農業委員会委員候補者評価委員会が推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、市長へ意見を報告します。

市長は、評価委員会の結果を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

選任の結果は、農業委員決定の後に推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

(2) 推進委員

提出された書類をもとに、名取市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、農業委員会へ意見を報告します。

農業委員会は、評価委員会の報告を踏まえて、令和9年6月開催の農業委員会総会における合議によって推進委員を決定し、推進委員を委嘱します。

選任の結果は、推進委員決定の後に推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知しま

す。

9 応募状況の公表

募集期間の中間および終了後に、名取市ホームページで以下の内容を公表します。

<農業委員・推進委員共通事項>

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由

<共通事項に加えて農業委員のみ公表する事項>

- (1) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (2) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

<共通事項に加えて推進委員のみ公表する事項>

- (1) 推薦をする者が、推薦を受ける者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、農業委員に応募しているか否かの別
- (2) 推薦を受けた者の数
- (3) 応募した者の数

10 問い合わせ先

名取市農業委員会事務局（名取市役所5階）
〒981-1292 名取市増田字柳田80
電話 022-724-7154